



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2016年3月18日

ケニアシリーズ (9)
～ケニアへの訪問記～

1. はじめに

小職は、2016年2月21日から27日までケニアに渡航した。ケニアについては、多くの方が渡航されており、インフラ等基本事項については触れず、ベンチャー関係と司法関係について若干記載することとする。今回多くの方に協力していただいたので、ここで感謝の意を示したい。

2. ケニアの ICT 状況

2014年3月現在のケニア国内のインターネット・サービス加入者は約133万6,000である。そのうち99%をモバイル・インターネット加入が占める。ちなみに、2014年3月現在の加入者数は3,183万、普及率は約74%である（加入者の90%以上がプリペイド・サービスを利用している）¹。人口が4,435万人（2013年）の状況下、驚異的といってもおかしくない²。

代表的なのは、サファリコムだ。プリペイド式携帯でも送金可能にした M-PESA は、ケニアその他の周辺国の生活を劇的に変えた³。農村への送金も可能にした。

2009年3月31日時点で、会社には617万5000人の登録ユーザー、1336万人の顧客ベース、8650の小売拠点⁴で現在にも伸び続けていると予想される。

当職が利用していた運転手に聞くと、センターに行くとき親切に教えてくれるとの事で、サービスにも力を入れている様子だ。当職が使った限りでも3Gは十分使えるものであった。



M-PESA 代理店

こうした状況下で様々なインキュベーションセンターがある。以下は、代表的なインキュベーションセンターである iHub と GrowthAfrica である。



¹ 以上は、<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/kenya/detail.html>

² 同上

³ <http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20111221/225532/?rt=nocnt> 詳しくは http://www.ide.go.jp/Japanese/Data/Africa_file/Company/kenya03.html にも記載されている。

⁴ http://www.ide.go.jp/Japanese/Data/Africa_file/Company/kenya03.html

3. ケニア投資庁

ケニア投資庁では、長官とお会いした。同庁は、ケニアの投資を推進する機関である。同庁は、投資前及び投資後のサービスも提供している。

4. 裁判所

(1) 地方裁判所

地方裁判所においては、若干であるが訴訟手続を見た。書面主義をベースにするものではなく、口頭主義に基づくエキサイティングなやり取りがあった。口頭主義は、弁護士の巧拙が分かりやすい。



(2) 最高裁判所



控訴裁判所（最高裁内にある）



最高裁判所副所長



最高裁判所

(3) まとめ

アフリカにおいては、法律があるのか、裁判所があるのかという残念な質問が来る事がある。そうした質問には以上の写真によって回答することとする。

5. 法律家協会 (Law Society of Kenya)



コミュニケーション担当アヨド氏

アヨド氏によると、今年は 2000 人程度弁護士が増えるとのことで人口 4000 万程度のケニアにとっても若い弁護士の就職先は大変そうである。裁判官になるにも数年経験を要する。汚職の話についてもあり、裁判官の汚職は存在するとのことである。

都市と田舎では、前者は弁護士が介在するのに対し、後者は村の長が調停することもあり、この現象は他のアフリカでも変わることはなさそうだ。

6. 今回の取材の最大の協力者への謝意

今回の 3 及び 4 についての最大の協力者は、ムサウ弁護士⁵であり、当職に対する最大の理解者であり友人と考えている。ここで謝意を述べたい。



赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二

⁵ B M Musau & Company, Advocates
Reinsurance Plaza, 10th Floor, Taifa Road
P.O. Box 16393-00100 GPO, Nairobi Kenya
Tel. +254 20 224 28 60 Fax +254 20 225 05 61